

鳥取県告示第 89 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市関金町関金宿字池谷口2141の1から2141の3まで、2141の4（次の図に示す部分に限る。）、2141の5から2141の12まで、2141の15から2141の39まで、2141の41から2141の52まで、2141の54、2141の59、2141の61、2142の1から2142の53まで、2142の55から2142の71まで、2142の76、2142の78、2142の83、2142の90、2142の91、2142の93、2142の94、2142の96、字本堂山2132の1、2133の1、字大黒2247の1、2247の2、2248、2249の1、2249の2、2250の1から2250の3まで、2251から2255まで、2256の1、字沢谷2259の1、2259の2、2260の1から2260の6まで、字東曾谷尻2469の1、2469の2、2472の1から2472の6まで、字東中曾谷2534の1、2537の1、2537の2、2539の1、2539の2、2544から2547まで、2548の1から2548の121まで、2549の2、2549の3、2550から2553まで、字奥曾谷山2623の1から2623の14まで、2624の1、2624の2、2625、2626、2627の1から2627の10まで、字西中曾谷2628の1から2628の29まで、2629、関金町山口字小黒下モ平ラ197の1、197の2、198、199、字小黒上ミノ平ラ200、203、204、字扇谷205、206、字山黒谷289の1、289の2、292、字黒谷西平ラ349の1、350の1、351の1、352の1、字立岩827の1、828の1、829の1、字明ノ目833の1、834の1から834の15まで、835の1、835の2、835の10から835の12まで、835の19、835の23、835の28、字西大河原839の4から839の10まで、839の18、840から844まで、字大河原奥1041、字水上ミ1042から1044まで、1045の1から1045の3まで、字山東大河原1056、1058、字山白水1154の2、1154の3、1154の6から1154の8まで、字山矢櫃1378の2から1378の22まで、1378の26、1387の1、1387の2、1389から1392まで、字山船ヶ谷1507の11から1507の56まで、1507の70から1507の73まで、1507の93から1507の96まで、字山万上奥1879の2から1879の56まで、1879の58から1879の60まで、1879の62、1879の63、1879の65から1879の69まで、1879の78から1879の82まで、字山加例谷1893の3、1893の4、1893の6、1893の7、1893の10、1893の11、字浅井川西1941の4、1941の5、1941の7、1941の8、字浅井本谷1944の2（次の図に示す部分に限る。）、1944の3、1944の11、1944の12、1944の40、1944の41、1944の45、字良源寺1945の5（次の図に示す部分に限る。）、字浅井川東2028の1、2029の3、2030の1、2030の2（次の図に示す部分に限る。）、2030の3から2030の19まで、2030の21から2030の29まで、2030の31、2030の33、2030の36から2030の38まで、2030の51、2030の55、2030の60、2030の62、2031の4、2031の11、字マガ谷2142の1、2142の2、2143の1、2143の2、字浅井の内スガマ2250の2（次の図に示す部分に限る。）、2250の3から2250の5まで、2250の15、2250の16、2250の17から2250の19まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字浅井荒神谷2281の1から2281の3まで、関金町野添字泉谷453の1、453の2

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市関金町関金宿字城山平1369の1、字湯ノ奥1373から1375まで、字小和坂山1899、1901、1906、字イノコ谷2090

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)